

○総務省令第百十八号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十五日

総務大臣 武田 良太

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第四から様式第七までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、
「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第八中「（代表者が氏名を白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第九中「（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第十中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、
「とし、代表者が白

筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第十一中「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第十二から様式第二十一までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる」を「法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が白筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。